平成２９年（フ）第２１９２号
札幌市豊平区平岸４条13丁目７番２―103号
債務者　志賀　隆二
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２１４号
札幌市豊平区福住１条２丁目９番20―106号
債務者　三田　克也
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２２７号
札幌市白石区本通10丁目南４番５―206号
債務者　作田　賢司
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６０号
札幌市中央区北９条西19丁目35番地38　インペリアルワタナベ312号
債務者　石川　一恵（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６５号
札幌市豊平区豊平２条４丁目１番31―207号
債務者　濵谷　　隆
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７１号
札幌市北区北23条西４丁目２番37―506号
債務者　太田　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７５号
札幌市東区北21条東16丁目４番６―502号
債務者　白取　昭芳（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８１号
札幌市豊平区月寒東１条11丁目１番１―402号
債務者　佐々木邦彦
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４号
北海道名寄市西３条南３丁目１番地３
債務者　河村　　清
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第２５２号
北海道釧路郡釧路町光和４丁目30番地１、申立前の住所釧路市武佐５丁目３番６号
債務者　大場　香織（旧姓瀧本）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東３線233番地
債務者　是澤枇寵花こと　是澤　芳枝
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
秋田県湯沢市秋ノ宮字畑72番地
債務者　藤原　　希（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４５８８号
大阪府東大阪市永和２丁目16番21号
債務者　諏訪　京子（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６３５号
大阪府摂津市千里丘東５丁目18番40―307号
債務者　山口　実紀（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８０６号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目９―７　ハイツシャルマン105号、住民票上の住所兵庫県尼崎市小中島２丁目16番11号　エンジェルハイツＡ203号
債務者　澄川加奈江
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９００号
大阪府寝屋川市成田東が丘４番70号
債務者　山根　　峻
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５００４号
大阪市西淀川区大和田４―13―21―206、住民票上の住所大阪市住吉区清水丘３丁目16番46号
債務者　青柳　充彦
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部